

2019年4月

お客様各位

秋田信用金庫

## 改元に伴う対応について

### 改元に伴う対応のQ&A

**Q 1 「平成」表記の帳票類はそのまま使用できるのか。**

A 1 「平成」表記の帳票類は、改元後もご使用いただけます。「平成」表記の帳票類をご使用される場合には、Q 2 の要領で新元号に訂正の上、ご記入ください。

**Q 2 「平成」表記の帳票類を新元号に訂正する場合には、訂正印が必要か。**

A 2 「平成」表記の帳票類をご使用される場合は、「平成」に二重線を引き、新元号をご記入ください。元号部分の訂正印は不要です。

『例①』      令和  
                  平成1年5月7日

『例②』      令和  
                  ~~平成~~元年5月7日

**Q 3 新元号の帳票類はいつ頃準備されるのか。**

A 3 新元号の公表後、新元号表記の帳票類の作成を行っております。大変恐れ入りますが、ご用意ができるまで、しばらくお待ち願います。

**Q 4 運転免許証等の官公署発行の証明書等は、「平成」表記でも有効なのか。**

A 4 運転免許証等の官公署発行の証明書等は、「平成」表記の場合も有効な証明書等として受け付けます。

※ご不明な点がある場合は、当金庫営業窓口までお申し付けください。